

昭和三十二年総理府令第八十四号

核燃料物質の使用等に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令中核燃料物質の使用等に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、核燃料物質の使用等に関する規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号)以下「法」という)において使用する用語の例による。

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 「管理区域」とは、使用施設、廃棄施設、貯蔵施設等の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超える、空気中の放射性物質(空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。)の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超える、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

三 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

四 「放射線業務従事者」とは、核燃料物質の使用、廃棄、運搬、貯蔵又はこれに付随する業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものである。

五 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下「核燃料物質等」という)で廃棄しようとするものである。

六 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準のをいう。

に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」といいう。)第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

八 「廃止措置対象施設」とは、法第五十七条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画(同条第三項において読み替えて準用する法第十一条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に係る廃止措置の対象となる使用施設等をいう。

九 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、使用施設等の設計において発生を想定しているものをいう。

イ 「自然現象」とは、使用施設等を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における使用施設等の完全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)

ハ 「使用施設等内における火災、化学薬品の漏えいその他の使用施設等の完全性を損なわせる原因となるおそれがある事象」十 「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計評価事故(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(次号に掲げるものとす。

一 「法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(次号に掲げるものとす。

二 「法第五十三条第二号に規定する使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故(多量の放射性物質等を放出する事故)と二号において同じ。)の種類及び程度並びにこれら的原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書(次号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

三 「核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書」とは、発生頻度が設計評価事故(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(次号に掲げるものとす。

四 「使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」とは、法人にあつては、役員の氏名及び履歴並びに登記事項証明書

五 「法第五十二条第一項の許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行うう役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書」とは、法第五十二条第一項の許可を受けようとする者の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

六 「法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

七 「法第五十二条第二項第五号の予定使用期間及び年間予定使用量について、核燃料物質の種類ごとに記載すること」とは、法第五十二条第二項第五号によるものとする。

八 「法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

三 法第五十二条第一項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

七 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品

料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号及び第四号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

二 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

三 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

四 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付しなければならない。ただし、第二号及び第四号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

五 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

六 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

七 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

八 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

九 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

一 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

二 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

三 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

四 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

五 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

六 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

七 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

八 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

九 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

一 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

二 「法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる書類には、次の各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(変更の許可の申請)

則第二号。以下「品質管理基準規則」といいう。)第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

八 「廃止措置対象施設」とは、法第五十七条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画(同

条第三項において読み替えて準用する法第十一条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの

に係る廃止措置の対象となる使用施設等をいう。

九 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、使用施設等の設計において発生を想定しているものをいう。

イ 「自然現象」とは、使用施設等を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における使用施設等の安

全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)

ハ 「使用施設等内における火災、化学薬品の漏えいその他の使用施設等の完全性を損なわせる原因となるおそれがある事象」十 「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計評価事故(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(次号に掲げるものとす。

一 「法第五十三条第二号に規定する使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故(多量の放射性物質等を放出する事故)と二号において同じ。)の種類及び程度並びにこれら的原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書(次号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

二 「法第五十三条第二号に規定する使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故(多量の放射性物質等を放出する事故)と二号において同じ。)の種類及び程度並びにこれら的原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書(次号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に限り、添付するものとする。

三 「核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書」とは、発生頻度が設計評価事故(使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(次号に掲げるものとす。

四 「使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」とは、法人にあつては、役員の氏名及び履歴並びに登記事項証明書

五 「法第五十二条第一項の許可を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行うう役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書」とは、法第五十二条第一項の許可を受けようとする者の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

六 「法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

七 「法第五十二条第二項第五号の予定使用期間及び年間予定使用量について、核燃料物質の種類ごとに記載すること」とは、法第五十二条第二項第五号によるものとする。

八 「法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

九 「法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

一 「法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二 「法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

三 「法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

四 「法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

2 使用前検査を行ふに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。
(使用前検査の記録)

第二条の三 使用前検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行つた者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 十二 使用前検査の結果の記録は、当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間保存するものとする。

第二条の四 使用施設等の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第十一号)第十七条第一項に規定する容器等(以下この条において単に「容器等」という)であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する使用者は、当該容器等に係る使用前検査を終了したときは、当該容器等に使用前検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)

- 第二条の五 法第五十五条の二第三項の確認(以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲
 - 四 使用施設に設けられるセル、グローブボック、その他他の気密設備(第二条の十一の九第二号において「セル等」という。)の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵し

ようとする核燃料物質の最大の量(令第四十条一条第一号に掲げるものにあつてはブルトニウムの質量、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量)

- 五 使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法
- 六 使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類
- 七 使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステム
- 八 使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は使用施設等の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときには、その使用の期間及び方法
- 九 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 工事の工程
- 二 前号の工程における放射線管理(改造又は修理の工事に関するものに限る。)
- 三 第二条の十一の七の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
- 四 前項第五号の内容が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを説明した書類
- 五 使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステムに関する説明書
- 六 前項第八号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類
- 七 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 八 正本及び写し各一通とする。

第二条の六 法第五十五条の二第三項ただし書の原原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する場合以外の使用施設等を試験のために使用する場合

三 使用施設等の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合(前二号に掲げるものにあつては、その使用の期間及び方法を除く。)において、その使用の期間及び方法について原原子力規制委員会の承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

(記録)

- 第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に記録する事項について、それぞれ同表上欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならぬ。
- | 記録事項 | 記録すべき保存期間 |
|---|--------------------------|
| 一 使用施設等の施設管理の結果(第二条の十一の七に規定するもの)について同様に記録する。 | 二 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。 |
| 二 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 | 三 第二条の十一の七第五号評価の都度の期間 |
| 三 合併後存続する法人若しくは合併により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人が現に使用者でない場合にあつては、その法人の登記事項証明書 | 四 第二条の十一の七第五号評価の都度の期間 |
| 四 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の役員とされるべき者の氏名及び履歴 | 五 第二条の十一の七第五号評価の都度の期間 |

六 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

- 第二条の七 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第二条の五の規定による申請に係る使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。
- 第二条の八及び第二条の九 削除
- (合併及び分割の認可の申請)
- 第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。
- 一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し
- 二 合併後存続する法人又は吸収分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人が現に使用者でない場合にあつては、その法人の登記事項証明書
- 三 前号に規定する法人が現に行つている事業の概要に関する説明書
- 四 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の役員となるべき者の氏名及び履歴
- 五 前号に規定する法人が法第五十四条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

委員会の定める表面密度限度を超えないようすること。

- 二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。

- 二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。
 イ 人の居住を禁止すること。
 ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

第二条の十一の五 法第五十六条の三第一項の規定（線量等に関する措置）

- イ 使用者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。
- 一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようするこ^とと。
- 二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。

- 二 前項の規定にかかわらず、使用施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、核燃料物質の使用に重大な支障を及ぼすおそれのある使用施設等の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出した者に限る）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

- 三 前項の規定により緊急作業に従事させることができの放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいすれにも該当する者でなければならぬ。
 一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

（使用施設等の施設管理）

- 三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（放射性物質による汚染の状況等の測定）

- 一 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定は、これらを知るために最も適した箇所において、かつ、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射性物質による汚染の状況等の測定に關し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 二 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。
 イ 外部放射線に被ばくすることによる線量の測定は、これを知るために最も適した人体部位について、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあつては、計算によつてこれらの値を算出することができる。

（施設管理方針）

- 一 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。
 イ 外部放射線に被ばくすることによる線量の測定は、これを知るために最も適した人体部位について、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあつては、計算によつてこれらの値を算出することとする。

（施設管理実施計画）

- 一 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めるところにより行うこと。
 ハ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定は、原子力規制委員会の定めるところにより、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場合に行うこと。

（施設管理目標）

- 一 放射性物質による人体及び人体に着用してある部分について、放射線測定器を用いて測行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計

ホ 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に關すること。

ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に關すること。

- ト すべての施設（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む）に規定すること。

（施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。）

- チ 使用施設等の施設管理に關する記録に関すること。

（施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画に反映すること。）

- イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間は、定期的に評価すること。

（施設管理方針及び施設管理目標にあつては、前号イに規定する期間は、定期的に評価すること。）

- ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間は、定期的に評価すること。

（施設想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置）

- 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

（施設想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置について特別な措置がその施設管理を行なう観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。）

- 七 使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行なう観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置）

- 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

（施設想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置）

- 七 使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行なう観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（施設想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置）

- 八 使用施設等の運営（使用施設等の保全のための実施するものに限る。）に関すること。

（施設想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置）

- 九 使用施設等の設計及び工事に関すること。

（施設想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置）

- 十 使用施設等の運営（使用施設等の保全のための実施するものに限る。）に関すること。

行つ場合その他核燃料物質が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。

八 换気設備、放射線測定器及び非常用設備
は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

(工場又は事業所において行われる廃棄)
規定により、使用者は使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に際し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たつては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
イ 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。
ロ 放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
イ 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。
ロ 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようになること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようになること。

五 第三号ロの方法により廃棄することにより、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
イ 放射線障害防止の効果を持つた廃液槽に保管廃棄すること。
ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

二 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備
において焼却すること。

ホ 放射線障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。

八 前号イの方法により廃棄する場合は、排水水中における放射性物質の濃度ができるだけ低下させること。この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようになること。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

イ 容器の蓋が容易に外れないものであること。
ロ 容器に封入するときは、冷却について必要な措置を講ずること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときには、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ハ ウラン一二三三及びその化合物並びに二二五三八に対する比率が百分の二十以上のウラン一二三五の量が二キログラム以上ものる場合、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関する第二条の十一の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

二 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

イ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ハ ウラン一二三三及びその化合物並びに二二五三八に対する比率が百分の二十以上のウラン一二三五の量が二キログラム以上ものる場合、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関する第二条の十一の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

二 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

イ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

て吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものる（第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）置八 照射されていない次に掲げる物質
イ プルトニウム及びその化合物並びにこれららの物質の一つは二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの（第十号に掲げるものを除く。）

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一つ又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超えて一千五百グラム以下のもの（第十号に掲げるものを除く。）

口 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一つ又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超えて十キログラム未満のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一つ又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの

ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれららの物質の一つ又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超えた同号ニに掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの並びに次号及び第十一号に掲げるものを除く。）

十 令第三条第一号イ、第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化した容器に内包されるもの（次号に掲げるものを除く。）に限る。）

十一 令第三条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を離した残りの液体をガラスにより容器に型化したものであつて、その固

表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）置二 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域内を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を柵等の障壁によつて区画し、及び当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の入りを制限するための区域（以下「立入り制限区域」といいう。）を定め、柵等の障壁によつて区画すること。

四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域への人の入りを監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入り制限区域を巡回させること。

五 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域に常時立ち入りうとする者については、当該防護区域、当該周辺防護区域又は立入り制限区域への人の入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

ハ 口に掲げる証明書等を所持する者が防護区域内に立ち入る場合は、当該防護区域内に置いて常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

六 防護区域及び周辺防護区域への業務用の車両以外の車両の入りを禁止すること。ただし、防護区域又は周辺防護区域に立ち入るこれが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ駐車の用に供する区域を定め、防護区域又は周辺防護区域に立ち入る車両は、当該駐車用に供する区域内に駐車させること。ただし、防護区域又は周辺防護区域に立ち入るこれが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域又は周辺防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないよう点検を行うこと。

ロ 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検のほか、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において單に「施設」という。）であつて次に掲げる装置を講じたものの中に置かれてる特定核燃料物質については、この限りでない。

（1）施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知し、表示することができる装置を設置すること。

（2）施設に立ち入ることが特に必要な者で、又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

（3）施設内の作業については、二人以上の者に同時に実行されること。

（4）見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡回し入りを禁止すること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者は、その取扱いに係る特定核燃料物質又は特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡回させること。

イ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者は、その取扱いに係る特定核燃料物質又は特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告されること。

二 特定核燃料物質の取扱いに従事する者は、その日の作業の終了後に、その取扱い設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告されること。

ハ 特定核燃料物質の工場又は事業所内（周辺防護区域内を除く。）の運搬については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印すること。ただし、容易に開封され

ない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

口 見張人に運搬する特定核燃料物質を監視させること。（以下「監視装置」という。）を設置する号において、「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによること。

イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ロ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ハ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 使用施設等及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて、妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十四 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（以下「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電設備を施設し、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

十六 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検及び保守を行ふこと。その機能を維持すること。

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下この条において「見張人の詰所」といいう。）を設置すること。

ロ 見張りを行つてゐる見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようによること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようによること。

二十一 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、二以上の連絡手段により、かつ容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようによること。

二十二 見張人の詰所へは、常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行ふことができるようによること。

二十三 見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時火災等により見張人の詰所が使用できぬ場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ 見張りを行つてゐる見張人と監視所との間ににおける連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようによること。

十九 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）の指定その他方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）の脅威に関する事項。

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項。

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項。

ホ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項。

二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項。

ヘ 第二十二号に規定する緊急時対応計画に関する詳細な事項。

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項。

チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに掲げる特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項。

リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項。

二十二 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十二 妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十三 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号における措置を講ずること。

二十 いて「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ対象者について、妨害破壊行為等を行ふおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。

（1） 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行ふおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関連する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

（2） 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他の必要な方法により調査し、確認を行うこと。

（3） あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じてることとし、その他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

ロ 確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二二 証明書等の発行に係るイからハまでに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入りうとする対象者について講ずること。

（1） 防護区域

法第五十七条の五第一項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められており、認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。

五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるものと。（1）関係法令及び保安規定の遵守に関するものと。（2）使用施設等の構造及び性能に関するものと。（3）使用施設等の廃止措置に関するものと。（4）放射線管理に関するものと。（5）核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関するものと。（6）非常の場合に講すべき処置に関するものと。

六 その他使用施設等に係る保安教育に関する必要な事項と（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらとの区域に係る立入制限等に関すること。

九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四 非常の場合に講すべき処置に関すること。

十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。

十六 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 使用施設等の施設管理に関する事項（使用前検査の実施に関する事項を含む。）。

十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関する事項。

二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事項。

二十一 廃止措置の管理に関する事項。

二十二 その他使用施設等又は廃止措置に係る保安に関する必要な事項。

二十三 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

二十四 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（第三条）法第五十七条の二第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。

四 防護区域（第二条の十一の十三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。）の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五 防護区域内に係る出入管理に関すること。

六 特定核燃料物質の管理に関すること。

七 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

八 情報システムセキュリティ計画に関すること。

九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。

十 非常の場合の対応に関すること。

十一 連絡体制の整備に関すること。

十二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関する事項。

十三 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関する事項。

十四 緊急時対応計画に関する事項。

十五 第二条の十一の十三第六項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関する事項。

（第四条）法第五十七条の三第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

法第五十七条の三第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通（使用施設等のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の要件）

第五条 法第五十七条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

一 使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。

二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有していると原子力規制委員会が認めたこと。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めたこと。

（廃止措置として行うべき事項）

第六条 法第五十七条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、使用施設等の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第二条の十第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第六条の二 法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となることが見込まれる使用施設等及びその敷地

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し

- 六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
- 七 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄
- 八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
- 九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等
- 十 廃止措置期間中に性能を維持すべき使用設等（第六条の三において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
- 十二 廃止措置の実施体制
- 十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置）
- 十四 廃止措置の工程
- 十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第六条の二の三の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）
- 十六 廃止措置実施方針の公表
- 第十六条の二 法第五十七条の四第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インター（廃止措置実施方針の見直し）
- 第十六条の二の三 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。（廃止措置計画の認可の申請）
- 第十六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 廃止措置対象施設及びその敷地
- 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

- 五 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
- 六 核燃料物質の管理及び譲渡し
- 七 核燃料物質による汚染の除去
- 八 核燃料物質等の廃棄
- 九 廃止措置の工程
- 十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置）
- 十一 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。
- 十二 既に核燃料物質（使用施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。）を使用施設から取り出していくことを明らかにする資料
- 十三 廃止措置に係る工事作業区域図
- 十四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 十五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
- 十六 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

- 第十六条の四 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更是、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。
- 二 前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。
- （廃止措置計画の認可の申請）
- 第十六条の五 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 核燃料物質の譲渡しが完了していること。
- 二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 三 核燃料物質等の廃棄が終了していること。
- 四 第二条の十一第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。
- （廃止措置終了確認証）
- 第十六条の七 法第五十七条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。
- （許可の取消し等に伴う措置）
- 第十六条の八 第六条の三から前条までの規定は、前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

- 三 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
- 四 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
- 五 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。
- （廃止措置の終了の確認の申請）
- 第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項
- 四 変更の理由
- 五 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、新たに掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。
- 六 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- （廃止措置計画に係る軽微な変更）
- 第七条 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
- 二 廃止措置終了確認証
- （廃止措置の終了の確認の申請）
- 第六条の七の二 原子力規制委員会は、原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。
- （許可の取消し等に伴う措置）
- 第六条の八 第六条の三から前条までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。
- 二 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条 第五十七条の五	法第五十七条の六第二項
第一項 第二項	第一項
第六条 法第五十七条の五 第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第二項	法第五十七条の六第四項
第一項のみ替えて準用する法第十二条の六第二項 第二項	第七第四項
第六条 前条第一項第三号から第十一号まで	前条第一項第三号から第十一号まで
第六条 前条第一項第三号	第六条の八第一項において準用する前の第一条第一項
第六条の三の二第二	第六条の八第一項において準用する前条第一項 第三号から第十一号
第六条 法第五十七条の五 法第五十七条の六第四項	第六条の八第一項において準用する前条第一項 第三号から第十一号
第一項	第六条の八第一項において準用する前条第一項 第三号から第十一号
第六条 法第五十七条の五 法第五十七条の六第二項 第三項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項たゞしだ書	第六条の八第一項において準用する前条第一項 第三号から第十一号
第六条 法第五十七条の五 法第五十七条の六第二項 第三項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項たゞしだ書	第六条の八第一項において準用する前条第一項 第三号から第十一号
第六条 法第五十七条の五 法第五十七条の六第二項 第三項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項たゞしだ書	第六条の八第一項において準用する前条第一項 第三号から第十一号
第六条 法第五十七条の五 法第五十七条の六第二項 第三項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項たゞしだ書	第六条の八第一項において準用する前条第一項 第三号から第十一号
第六条 法第五十七条の五 法第五十七条の六第二項 第三項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項たゞしだ書	第六条の八第一項において準用する前条第一項 第三号から第十一号
第六条 法第五十七条の五 法第五十七条の六第二項 第三項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項たゞしだ書	第六条の八第一項において準用する前条第一項 第三号から第十一号
第六条 法第五十七条の五 法第五十七条の六第二項 第三項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項たゞしだ書	第六条の八第一項において準用する前条第一項 第三号から第十一号
第六条 法第五十七条の五 法第五十七条の六第二項 第三項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項たゞしだ書	第六条の八第一項において準用する前条第一項 第三号から第十一号

の状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。
 一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたときは、使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

二 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。

三 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排气施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

四 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、周辺監視区域の外側の空気中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第四号の濃度限度を超えたとき。

五 气体状の放射性廃棄物を排气施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第七号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第七号の濃度限度を超えたとき。

七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

八 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人との立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域内に広がったときを除く。）を除く。

（事故、故障等の報告）第六条の十 法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、そ

れがあるとき。

九 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。

十 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ちに入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者においては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超えて、又は超えるおそれのあるとき。

十一 放射線業務従事者について第一条の十一の五第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 前各号のほか、使用施設等に関する障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は必要とするおそれがあるとき。

（報告の微取）第七条 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等並びに放射線業務従事者の一年間の線量分布に係るものにあつては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について、その他のものにあつては毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

使用者（前項に規定する者を除く。）は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の三による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後四十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

（危険時の措置）第八条 法第六十四条第一項の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 使用施設等に火災が起こり、又はこれらは施設に延焼するおそれがある場合には、消防機関による消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移

し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、使用施設等の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

（届出書類の提出部数）第九条 法第五十五条第二項及び第五十五条の四第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（電磁的記録媒体による手続）第十条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第四条第二項の書類

二 第七条第一項及び第二項の報告書

三 第一條及び前項の報告書

（附則）1 この府令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

（附則）2 この府令は、公布の日から施行する。（昭和三三年五月一〇日總理府令第三八号）

（附則）3 この府令は、公示の日から施行する。（昭和三四年六月一〇日總理府令第四〇号）

（附則）4 この府令は、公布の日から施行する。（昭和三五年九月三〇日總理府令第五五号）

（附則）5 この府令は、昭和三十六年九月二九日總理府令第四九号抄

（附則）6 この府令は、昭和三十六年九月三十日から施行する。（昭和三八年六月一二日總理府令第二八号）

この府令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和三八年一〇月一日総理府令第四三号）
この府令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和四〇年一二月一八日総理府令第六号）
この府令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和四二年二月一〇日総理府令第三七号）
この府令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和四二年九月二八日総理府令第四六号）抄
（施行期日）	第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第六条までの規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

（施行期日）	第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第六条までの規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。
（施行期日）	第一条 この府令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	附 則（昭和四四年三月一一日総理府令第六号）
（施行期日）	この府令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	附 則（昭和四五五年九月一四日総理府令第三四号）
（施行期日）	この府令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	附 則（昭和五三年一月三〇日総理府令第一号）抄
（施行期日）	この府令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	第一条 この府令は、昭和五十三年一月一日から施行する。（経過措置）
（施行期日）	第二条 この府令の施行の際現に使用者である者についてのこの府令による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第七条第六項の規定の適用（昭和五十三年一月一日から同年六月三十日までの期間について作成すべき報告書に係る場合に限る。）については、同項中「毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十日までの期間について作成し、それぞれ当該期間開始前に」とあるのは、「昭和五十三年一月一日から同年六月三十日までの期間について作成し、原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する総理府令の施行後速やかに」とする。

（施行期日）	第一条 この府令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	附 則（昭和六一年一月二六日総理府令第六号）
（施行期日）	この府令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	第一条 この府令は、公布の日から施行する。（経過措置）
（施行期日）	第二条 この府令の施行の際現に使用者である者についてのこの府令による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第七条第六項の規定の適用（昭和五十三年一月一日から同年六月三十日までの期間について作成すべき報告書に係る場合に限る。）については、同項中「毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十日までの期間について作成し、それぞれ当該期間開始前に」とあるのは、「昭和五十三年一月一日から同年六月三十日までの期間について作成し、原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する総理府令の施行後速やかに」とする。

（施行期日）	第一条 この府令は、公布の日から施行する。（新規則）
（施行期日）	附 則（昭和六三年一月二二日総理府令第四八号）
（施行期日）	この府令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	第一条 この府令は、公布の日から施行する。（新規則）
（施行期日）	附 則（平成元年五月一九日総理府令第二四号）
（施行期日）	この府令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	附 則（昭和六三年一一月二二日総理府令第四七号）抄
（施行期日）	この府令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	第一条 この府令は、公布の日から施行する。（新規則）
（施行期日）	附 則（平成一二年四月一一日総理府令第五〇号）
（施行期日）	この府令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	第一条 この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年七月一日）から施行する。ただし、第二条中核燃料物質の使用等に関する規則第二条の六を改正する規定は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）の施行の日（平成十二年六月十六日）から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二年一一月二八日総理府令第五六号）抄
（施行期日）	この府令は、平成三年一月一日から施行する。（経過措置）
（施行期日）	第二条 この府令の施行の際現に核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令

の一部を改正する政令（平成十二年政令第百九十七号。以下「改正令」という。）による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第十六条の二第一号、第三号又は第四号に掲げる核燃料物質を使用している使用施設等（改正令による改正前の令第十六条の二各号に掲げる核燃料物質を使用している使用施設等を除く。）に対する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法第五十五条の三第一項の規定の適用については、同項中「受け、これに合格した後でなければ」とあるのは、「平成十二年九月三十日までに受けなければならず、同日を経過する前に不合格の通知を受けた場合にあつてはその日から再度の受検により合格の通知を受けるまでの間、平成十二年九月三十日を経過しても合格の通知がない場合には同日から合格の通知を受けるまでの間は」とする。

附 則（平成一二年六月一六日総理府令 第六二号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月一〇日総理府令第一一八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年一一月一六日総理府令第一五一号）

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月一七日文部科学省令第三号）

この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文の政令で定める日（平成十五年三月十七日）から施行する。

附 則（平成一五年三月二八日文部科学省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年九月三〇日文部科学省令第四号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月一一日文部科学省令第六号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十七条の二第一項の認可を受けている者についてのこの省令による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則（以下「新規則」という。）第三条の三第二項から第六项まで及び第三条の四第一項の規定の適用については、次項の規定による認可の申請について認めがあつた旨又は認可をしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例による。

第二条 この省令の施行の際現に法第五十七条の二第一項に規定する者は、平成十八年二月二十八日までに法第五十七条の二第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可の申請をしなければならない。

第三条 この省令の施行の際現に使用施設等の解体を行つている使用者（この省令の施行前に改正法による改正前の法第六十五条第一項又は第四項の規定による届出をした者を除く。）についての新規則第二条の十一第一項の表二の項及びリ並びに四の項の規定の適用については、この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

第四条 この省令の施行の際現に法第五十七条の二第一項の認可（前項の規定によりなお従前の例によるとされた同条第一項の認可を含む。）を受けている者に係るこの省令による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の表七号、同規則第三条の三第二項、第三項及び第四項並びに同規則第三条の四第一項の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。この場合において、当該者は、平成二十四年十二月二十九日までに、法第五十七条の二第一項の変更の認可を申請しなければならない。

第五条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規則の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

第七条 この規則は、原燃科規制委員会規則第一号（平成二五年六月二八日原燃科規制委員会規則第四号）抄

（施行期日）
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日文部科学省令第一三号）

（施行期日）
この省令は、平成二十一年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一五日文部科学省令第一五号）

（施行期日）
この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日文部科学省令第一一号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日文部科学省令第一二号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年七月一六日文部科学省令第一八号）

（施行期日）
この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日文部科学省令第一二号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一月六日原燃科規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）
この規則は、原燃科規制委員会規則第一号（平成二五年七月八日）から施行する。

附 則（平成二五年六月二八日原燃科規制委員会規則第四号）抄

（施行期日）
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年九月一四日文部科学省令第三二号）抄

（施行期日）
この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二四年九月十九日）から施行する。

における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年六月二八日原子力規制委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号)
この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1 (第2条の10関係)	
合併(分離)認可申請書 年 月 日	
原子力規制委員会 聞 名	
代理人の姓名(法人) ㊞	
代理人の住所(法人)	
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前 内容	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前 内容	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前 内容	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日

別記様式第1 (第2条の10関係)	
合併又は分離の方法及び条件(注3)	
合併又は分離の理由	
合併又は分離の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前 内容	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前 内容	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前 内容	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日

別記様式第1 (第2条の10関係)	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	別記様式第1の2 (第7条関係)
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日

別記様式第1 (第2条の10関係)	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	別記様式第1の2 (第7条関係)
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日

別記様式第1 (第2条の10関係)	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	別記様式第1の2 (第7条関係)
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日

別記様式第1 (第2条の10関係)	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	別記様式第1の2 (第7条関係)
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日

別記様式第1 (第2条の10関係)	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	別記様式第1の2 (第7条関係)
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日

別記様式第1 (第2条の10関係)	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	別記様式第1の2 (第7条関係)
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日

別記様式第1 (第2条の10関係)	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	別記様式第1の2 (第7条関係)
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日
扶養料費、燃料料費及び原手料の計算を要する場合に付ける	
合併(分離)の名前(法人) (法人番号・名称・所在地) 年 月 日	
合併(分離)の方法	内 容
合併(分離)の理由	
合併(分離)の種類	年 月 日

② 地域区分の実施割合をもとにした実施割合の検出及び過度(注1)
実施割合の検出割合を算出する
総計
地区別
都道府県別
市町村別
年別
合計
年次実施目標達成度
③ 実施割合の検出割合をもとにした平均及び最高値
実施割合の検出割合をもとにした平均及び最高値(注2)
地区別
都道府県別
市町村別
年別
合計
注1: 地域区分の実施割合をもとにした実施割合の検出及び過度(注1)
注2: 実施割合の検出割合をもとにした平均及び最高値(注2)

請問您家庭的年收入	
何等程度的收入	
◎ 挑選這次社會調查的參與家庭 (生)	
地址或地名:	總數合計
請填寫您的性別	
請填寫您的年齡	
請填寫您的學年	
請填寫您的家庭人數	
請填寫您的家庭收入	
請填寫您的家庭開支	
請填寫您的家庭儲蓄	
請填寫您的家庭負債	
2. 請問您家庭的年收入分位數 (生)	
◎ 分位數收入分位數 10 個家庭分位數	
累 積	累 積 分 位 數 (人)
0.1~10%	1~10%
10~20%	11~20%
20~30%	21~30%
30~40%	31~40%
40~50%	41~50%
50~60%	51~60%
60~70%	61~70%
70~80%	71~80%
80~90%	81~90%
90~100%	91~100%
總 累	
其 他	
合 計	
10%~20%	1~2%
20%~30%	3~4%
30%~40%	5~6%
40%~50%	7~8%
50%~60%	9~10%
60%~70%	11~12%
70%~80%	13~14%
80%~90%	15~16%
90%~100%	17~18%
總 累	
其 他	
合 計	

※ 1人以上以上の被保険者にたがつて作成する場合は、1人として算出すること。
新規の登録者等は、「被保険者登録」欄の登録欄にて登録し、
入力した登録番号を用いて、「被保険者登録」欄の登録欄にて登録を
開始した場合は必ず「被保険者登録」欄にて登録を行なうこと。
※ 「被保険者登録」欄の登録番号は、その登録番号を用いて、その旨を体
験する旨を記載すること。

その他
① 被保険者登録の登録番号に記入する場合は、「一」と
記入する。② 被保険者登録の登録番号に記入する場合は、「二」と
記入する。
※ 被保険者登録の登録番号がある場合は、該登録番号を記載し、その旨を体
験する旨を記載すること。
※ 必要欄に記載が不足した場合は、備考欄に記載すること。
備考 この用紙の大きさは、日本通便規格A4とするところ。

別記様式第1の3（第7条第2項関係）（改訂）（平成14年4月1日施行）（平成14年4月1日施行）

被保険者登録用紙

年 月 日

被子力保険委員会 構 事 所

姓 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

被保険物質、被保険者及び被保険者登録に関する法律の第1条及び被
保険者登録用紙等に対する被保険者登録及び被保険者登録の手続等により下記のとおり記載します。

被保険者登録番号	姓	名

注：被保険者登録番号に記載する場合は、その登録番号及び被保険者登録番号を記載すること。
又、被保険者登録番号に記載しない場合は、その旨を記載すること。
備考 この用紙の大きさは、日本通便規格A4とするところ。

別記様式第2（第10条関係）（改訂）（平成14年4月1日施行）（平成14年4月1日施行）

被保険者登録用紙

年 月 日

被子力保険委員会 構 事 所

被保険物質、被保険者及び被保険者登録に関する法律、以及被保険物質の使用
登録手続規則、被保険者登録手続規則等に対する被保険者登録及び被保険者登録の手續等により下記のとおり記載します。

被保険者登録番号	姓	名

注：被保険者登録番号に記載する場合は、その登録番号及び被保険者登録番号を記載すること。
又、被保険者登録番号に記載しない場合は、その旨を記載すること。
備考 この用紙の大きさは、日本通便規格A4とするところ。